

令和6年7月22日

保護者の皆様

呉市立両城小学校
校長 堀田 由美

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時の対応について

このことについて、呉市地域保健課長及び環境政策課長から連絡がありました。

熱中症対策を強化するため、気候変動適応法の改正が行われ、これまでの「熱中症警戒アラート」を熱中症警戒情報として法に位置づけ、さらに一段上の「熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」といいます。）」が新たに創設されました。

ついては、次の点について、お知らせします。

1 「熱中症特別警戒アラート」の概要について

	熱中症特別警戒アラート
位置付け	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 ＜過去に例のない広域的な危険な暑さを想定＞
発表基準	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35℃に達すると予測される場合
発表時間	前日午後2時頃 （前日午前10時頃の予測値で判断）

2 「熱中症特別警戒アラート」の発表時の主な学校の対応について

- （1）暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、これまでどおり、運動を屋外・屋内を問わず中止します。
- （2）行事等においては、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討をします。
- （3）具体的な対応については、「熱中症特別警戒アラート」発表時に改めて連絡します。